

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域の作成主体の名称

淡路市

2 構造改革特別区域の名称

淡路市ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

淡路市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 沿革

兵庫県淡路市は、津名、淡路、北淡、一宮、東浦の5町が合併し、平成17年4月に誕生した市である。市の最北端の明石海峡を隔てて、神戸市・明石市と近接し、南は洲本市と隣接している。このことから、古くは瀬戸内海の海上交通の要所として、現代は高速道路網の結節点として重要な役割を果たしている。また、淡路島内3市間では、通勤や通学、商圈等の社会的、経済的なつながりが強くなっている。

さらに、近年では、東京一極集中の課題解決に向けた地方の広域連携の推進により、商業や観光などの一部の分野にとどまらず、多様な分野での交流の促進が期待される。

(2) 地理的条件

淡路市は淡路島の北部から中部に位置し、東に大阪湾、西に播磨灘を臨み、総面積184.24平方キロメートルを有し、淡路島全体(595.87平方キロメートル)の約3割を占める。また、本州と四国を結ぶ大動脈である神戸淡路鳴門自動車道が南北を貫通するほか、大阪湾沿いに国道28号、播磨灘沿岸に県道福良江井岩屋線、東西軸として県道富島久留麻線、県道志筑郡家線などが各集落を結んでいる。

本市は、太陽の光に恵まれた穏やかな気候と三方を囲む海、山や田園の緑、四季を通じて和みを与えてくれる花々に恵まれ、花と緑と水の環境を形成している。山々から丘陵、平地、そして海岸線と変化に富んだ地形に恵まれた本市の多様な自然は、四季折々に変化するすばらしい景観を作り出している。これら豊かな自然環境は、多くの人々に憩いとやすらぎを与える貴重な財産である。全国的に都市化が進行し、相互扶助や郷土意識の希薄化が指摘される中、恵まれた自然環境や地域の助け合い支え合いの気持ちにあふれ、人情味ある土地柄に育まれた人柄は、淡路市が誇れるもののひとつである。

(3) 人口

本市の人口は国勢調査によると、昭和 35 年以降減少傾向にあり、平成 2 年から平成 12 年の 10 年間は 5 万人前半台で緩やかに減少していたものが、平成 17 年に 5 万人を割り込み、令和 2 年国勢調査では 41,967 人となっている。

また、年齢構成の推移をみると、平成 2 年を境に老年人口比率が年少人口比率を上回り、令和 2 年には高齢人口比率 38.7%、年少人口比率 10.7%と急速に少子高齢化が進展している。

(4) 産業

温暖な気候に恵まれた本市では、古くから農業が主要産業として営まれており、水稲栽培のほか、花き、果樹栽培、畜産が盛んに行われ、京阪神地域への食糧供給地として重要な役割を果たしている。本市の産業は、産業大分類別にみると第 3 次産業の就業者が最も多く、平成 27 年国勢調査では、12,602 人であった。第 1 次産業・第 2 次産業の就業者はともに減少傾向にある。淡路島特有の強い季節風「西風」を巧みに利用して発展した線香製造が、国内はもとより欧米や東アジアなどへの事業展開されているほか、紙製玩具「吹き戻し」の製造や県内有数の生産高を誇る「カーネーション」の栽培なども盛んにおこなわれている。

農業においては、果樹や野菜、園芸産業が盛んに行われており、温暖な瀬戸内気候に恵まれ、市内全域が中山間地域であることから、山あいの斜面地ではみかん、びわ、ぶどう、くり、いちじく、かき、オリーブ等といった多品目にわたる果樹が、201.1ha（令和 2 年産特産果樹生産動態等調査）栽培されており、市場出荷のほか、観光もぎ取りや沿道直売、宅配等で販売されている。特に、ワイン用ぶどうについては、本市の北部に位置する国営パイロット事業により整備された北淡路地区において、平成 30 年から新規参入事業者により生産が始まり、令和 4 年では 3 者、栽培希望者が 3 者という状況である。現時点の 3 事業者の栽培計画においても、栽培面積、植栽本数、収量とも増加していく見込みである。また、本市で令和 3 年 3 月に策定された「北淡路地区営農ビジョン」では、生産推進品目として醸造用ぶどうを掲載し、生産を推進しており、そのほか、本市を中心として「北淡路ワインぶどう研究会」を発足し、ワイン用ぶどう生産者の 3 名とアドバイザーの立場として北淡路農業改良普及センター、北淡路土地改良区及び本市が情報交換を行える体制を整備している。加えて、本市の果樹産地協議会で策定している「淡路市果樹産地構造改革計画」（平成 30 年 7 月）において、現在、当該計画内の「生産を振興する品目」にワイン用ぶどうを追加する手続きを行っており、令和 5 年 1 月までに変更の承認を受ける予定である。新たな特産品として、本市全体でワイン用ぶどうの生産及び振興に力を入れて取り組んでいる。

作付けは、主に稲作が中心で、稲わらを飼料とした畜産業も盛んに行われている。近頃は、高収益作物の栽培も盛んに行われ、玉ねぎ栽培が代表的な品目となっている。畜産、玉ねぎともに、「淡路ビーフ」、「淡路島玉ねぎ」としてブランド化され、広く周知

されている。

総じて、農業者数は 4,344 人（令和 2 年農林業センサス「年齢階層別世帯員数」）で市の人口の約 10%を、農業耕地面積は 3,210ha（第 69 次兵庫県農林水産統計年報）で市面積の約 17%を占めており、農業は本市の重要な産業と言えるが、近年、農業者の高齢化や担い手不足による農業労働の低下に加え、上述した農業耕地面積のうち耕作放棄地が 379ha（平成 27 年農林業センサス）となっており、農業用地の約 10%が耕作されていない現状であり、耕作放棄地が増加している。

（5）観光

本市では、平成 10 年の明石海峡大橋の開通を皮切りに、平成 12 年の「淡路花博ジャパンフローラ 2000」の開催、国営明石海峡公園、県立淡路島公園の整備が進むなど、観光地の整備がなされたことにより、観光は本市の主要産業の一翼を担っている。

本市には 2016 年 4 月に文化庁から「日本遺産」認定を受けた『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家を支えた海人の営み～において登場する「国生み神話」の伊弉諾尊（イザナギノミコト）・伊弉冉尊（イザナミノミコト）をまつた「伊弉諾神宮」や、弘法大師が創建したと伝えられる東山寺などの神社仏閣をはじめ、市内の各所が「万葉集」に残されているなど、数多くの歴史文化遺産に恵まれている。このような歴史的な観光資源のほか、レストランや物産館が併設され地元の特産品を販売している「北淡震災記念公園」、香りに特化したテーマパークで、キャンドル・香水作りなど手作り体験や季節に応じてハーブの摘み取り体験を実施している「パルシェ香りの館・香りの湯」、各種スポーツに対応した多目的施設と宿泊施設及び温泉施設からなる「東浦サンパーク」、明石海峡大橋に一番近い道の駅として、景色を眺めながら淡路島のグルメを楽しむことができる「道の駅あわじ」といった観光施設があり、こういった観光施設間の連携の推進と第一次産業などの体験メニューを組み合わせることで、本市を訪れる観光客の滞在時間の延長に力を入れて取り組んでいる。

本市を訪れる観光入込数は、明石海峡大橋が開通した平成 10 年度には、1,399 万人を記録して以降、600 万人前後で推移していたが、近年は 800～900 万人前後で推移している。一方、宿泊者数は、観光客数に比して平成 17 年度で 5.3%、令和元年度では、2.0%と低い値になっている。

5 構造改革特別区域の意義及び目標

本市では、農業従事者の高齢化や担い手不足による農地の遊休化が問題となっており、新規農業参入者や担い手の育成等が必要である。

本特例措置を活用することにより、少量での酒類の製造が可能となり、本市で生産が増加しているワイン用ぶどうを使用した淡路市産ワイン製造者の新規参入の促進が見込まれ、6 次産業化の新たなモデルとして期待できる。ワイン用ぶどうの栽培面積が拡大すること

により、遊休農地の減少及び拡大抑制につながり、有効活用されることが見込まれる。淡路市産ワインという新たな特産品の創出及び販売により、地域農家の農業経営の多角化や6次産業化に伴う雇用拡大が期待され、観光産業との連携を通じて関係人口の増加及び都市と自然豊かな農村の交流による地域全体の活性化に寄与することを目指す。

また、山と海の自然に触れながら、農家レストラン等により都市と農村の交流が促進され、本市の魅力を感じてもらえるきっかけにつながると考える。

6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域農業の振興

農業従事者の高齢化や担い手不足などによる遊休農地の拡大抑制が必要である。

淡路市産ワインの製造販売により、ワイン用ぶどうの生産需要が高まることにより、農地の有効活用につながる。

○ワイン用ぶどう生産

	令和2年度実績	令和7年度（目標）
生産者数	2事業者	5事業者
栽培面積	2.6ha	5.0ha

今後の展開として、淡路市産ワインの新たな販路開拓とブランド化を進めていくために、各種物産展等での出展販売や各種webサイトでのPR活動を官民連携により促進していく。これにより、企業間における淡路島ブランドの新しい分野での開拓が推し進められる。

(2) 農業経営の多角化

ワイン用ぶどう生産やワイナリーの設置が促進されることで、農家レストランの出店やワイン製造業者の増加による新たな農業経営体系が形成され、雇用の拡大や地域の活性化につながる。

○農家レストランの件数及び特例措置を活用した酒類の製造

	令和2年度実績	令和7年度（目標）
農家レストランの件数	1件	3件
特産酒類製造事業者数	0件	3件
特産酒類製造数量 (果実酒)	0kl	9kl

(3) 関係人口の拡大

ワイナリーや農家レストランの開設により、都市部からの観光客受け入れの新たな観光資源として期待できる。既存の観光施設や特産品と連携することによる相乗効果により、新たな観光客の誘致、都市と農村の交流につながる。

また、関係人口の創出によりwebサイトでの相互発信が考えられることから、ECサイトの活用などによる農業DXの推進により、ネットを通じた販売増が見込まれる。

○関係人口及びネット販売の増加

	令和2年度実績	令和7年度(目標)
観光入り込み客数	5,981千人	9,000千人
ネット販売数	0件	110件

7 特定事業の名称

709(710、711) 特産酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

709（710，711）特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる地域

淡路市の全域

（3）事業の実施機関

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6kl）が果実酒については2klに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、新たな地域の特産品、地域ブランドの創出とともに、農業等の参入者の増加によるワイン用ぶどう栽培面積の拡大、観光振興、農業生産の拡大、交流人口の増加にもつながり、地域全体の活性化が見込まれる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の

検査や調査の対象とされる。

本市においては、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。